

ノーモア・ミナマタ第2次訴訟 弁護団ニュース

第60号 発行日：令和3年10月12日

発行 ノーモア・ミナマタ第2次訴訟弁護団

すべての水俣病被害者救済を！ ①インターネット署名 全世界へ！！

熊本、大阪、東京、新潟で裁判を続けている原告約1800人や弁護団等で組織する「ノーモア・ミナマタ被害者・弁護団全国連絡会議」は、初の取り組みとして、2021年9月6日からオンライン署名サイト「Change.org」(チェンジドットオーグ)で、すべての水俣病被害者の救済を求めるインターネット署名活動を始めました。

そして、9月14日、新潟・東京をオンラインで結び、水俣市で記者会見を行い、大勢の被害者が今なお取り残され救済を求めている現状を知ってほしいと訴え、広く署名を呼びかけました。この様子は、複数の新聞やテレビでも大きく取り上げられました。この署名を内閣総理大臣と衆参両院議長宛に提出し、すべての被害者救済を実現する新たな救済制度の策定などを求めます。

9月23日からは、水俣病を世界に伝えたアメリカの写真家、ユージン・スミスを主人公にした映画「MINAMATA-ミナマター」も全国公開されています。この機会に水俣病を広く知っていただき、署名にぜひご賛同ください！

第38回ミナマタ現地調査 ①オンライン開催 全国がひとつに！

2021年8月28日、第38回ミナマタ現地調査が実施されました。現地調査は、例年、現地に足を運んでもらい汚染源や汚染の広がり、被害実態を実際に見てもらおうという2日間にわたる企画でした。しかし、去年は新型コロナウイルス禍でやむなく中止となりましたが、今年は初のオンライン開催となりました。全国79箇所から約150人が参加しました。

現地調査実行委員会の岩崎明男委員長のあいさつ、ノーモア・ミナマタ第2次国賠熊本訴訟弁護団の黒田裕美子弁護士による現地紹介スライド上映の後、同弁護団の園田昭人弁護団長は、これまでの経過と今後の見通しを報告し、裁判に勝利して早期解決を実現するためには、公正判決を求める署名や国会議員への働きかけを強めるなど一層の世論喚起が必要と強調しました。

鹿児島県長島町出身、熊本県牛深町在住の橋口優子さんは、幼少期から不知火海の魚介類を多食し、水俣病特有の症状である手足のしびれや震えに悩まされてきたと訴えました。愛知県豊田市在住の坂本優さんは、父親がチッソの従業員で水俣病はタブーだったので、水俣病の救済法に申請することができなかったと訴えました。その後、各地の報告、リレートーク、集会アピールが確認されました。



【写真】全国の参加者のようす

近畿訴訟第30回弁論

2021年8月6日、ノーモア・ミナマタ近畿訴訟30回目の裁判が開かれました。今回は被告側の証人として出廷した中村好一教授(自治医科大学)の尋問が行われました。

ノーモア訴訟では、チッソによるメチル水銀排出と原告の水俣病発症の因果関係が争点の一つとなり、そのことを「疫学」という学問で証明し得るかが争われています。

被告の説明によれば、中村教授は、疫学を含む公衆衛生学の研究者で、原告が提出した津田敏秀教授の意見書等が原告らの症状が水俣病によるものと認める根拠にはならないことなどを立証するための証人として申請された人物です。

反対尋問を担当した西念京祐弁護士、崔信義弁護士、早川光俊弁護士、高須賀彦人弁護士が、他の訴訟では「疫学」により個別の因果関係も認めているが水俣病ではなぜダメなのか?や民間医師団が行った新有病率調査について何を満たせば証人が言う客観的調査になったのか?などについて尋問しました。

中村教授は、厳しい反対尋問で詰め寄られると、原告側証人の「津田教授の意見書は斜め読みしかしてないのでよくわからない」と答えるなど証言に説得力がないことが明らかになりました。

近畿訴訟第31回弁論

2021年9月8日、ノーモア・ミナマタ近畿訴訟31回目の裁判が開かれました。今回は原告本人尋問の3回目で、熊本県龍ヶ岳町出身の田脇恒光さん、鹿児島県長島町出身の大石廣伸さん、熊本県新和町出身の倉田和代さんの3名の尋問が行われました。

田脇さんは、実家は海までは約100メートルしか離れておらず魚介類中心の食生活だったこと、手先にしびれがあり触っても感覚がないこと、そのことが影響して大工の仕事も思うようにできないと証言しました。

大石さんは、日常的に母親が働いていた旅館で食事をして魚介類を多食したこと、手足の感覚がなく力が入らないこと、足をあげたつもりでも段差につまずくことも多く恐怖心があることなどの症状を訴え、裁判所に一刻も早い公正な判決を求めました。

倉田さんは、3人の兄たちがイワシ漁の網子(乗組員)として働いていたので沢山の魚介類を貰っていたこと、手先が思うように動かずボタンがある洋服は避けていること、今は和食料理店の皿洗いをしていて何回か皿を割った経験があると証言しました。水俣病でなければ、もっと十分にいろいろなことができたと思うと悔しい、国やチッソにきちんと責任を取ってほしいと訴えました。

次回は10月29日で、原告本人尋問の4回目が行われます。



[写真・左から]、秋田仁志弁護士、川上高史弁護士、大石廣伸さん、田脇恒光さん、倉田和代さん、徳井義幸弁護士

【今後の予定】

10月29日	近畿訴訟	原告本人尋問
12月15日	熊本訴訟	弁論
1月12日	東京訴訟	(民事6部) 弁論

とある弁護団員のヒトリゴト

映画「MINAMATA」を公開初日(9月23日)に観ました。ぜひ映画館で“体感”してほしいと思う内容でした。映画の後は、ユージン・スミスと妻アイリーン・スミスの写真展へ。つなぎ美術館で見たことがないリアルを“体感”できます。11月23日までです。“体感”の秋、おススメです!(熊本弁護団・木村真也)

すべての水俣病被害者救済に向けて

ノーモア・ミナマタ第2次訴訟弁護団は、すべての水俣病被害者救済を目指しています。

みなさんの周りに、水俣病の被害者でありながら未だ救済を受けていないという方はいらっしゃいませんか。裁判に関心はあるが、なかなか裁判について話を聞く機会がないという方は、下記連絡先までご連絡ください。また、県外に移住して、現在は、近畿、関東などに住んでいる親類やご友人にもお声掛けをお願いします。すべての水俣病被害者救済に向けて頑張りましょう。

(連絡先) ノーモア・ミナマタ第2次訴訟弁護団

〒862-0971 熊本市中央区大江5丁目16-1

マルダイビル1階 たんぽぽ法律事務所内(担当 広瀬)

電話 096-247-6185 F A X 096-247-6186

H P <http://www.no-more-minamata.jp/>

ノーモアミナマタ第2次訴訟

検索



【公式キャラクター】
ミナノちゃん